

あっせん・仲裁の状況の報告及び あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について

(趣旨)

電気事業法施行令に基づく経済産業大臣に対する平成27年度のあっせん及び仲裁の状況の報告を行うとともに、あっせん・仲裁を行うあっせん委員及び仲裁委員の候補者を指定する。

主なポイント

1. 電気事業法施行令第15条に基づくあっせん及び仲裁の状況の報告 (案)

電気事業法施行令第15条及び電気事業法施行規則第47条の4に基づき、委員会は、経済産業大臣に対して、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中におけるあっせん及び仲裁の状況についての所定の事項を報告しなければならない。平成27年度のあっせん及び仲裁の状況については、申請及び処理件数ともに0件であったところ、資料6-1のとおり報告を行う。

2. あっせん委員及び仲裁委員の候補者の指定等 (案)

ガス事業法第38条の3第2項及び熱供給事業法第19条の2第2項において準用する電気事業法第35条第3項並びにガス事業法第38条の3第4項及び熱供給事業法第19条の2第4項において準用する電気事業法第36条第3項に基づき、あっせん委員及び仲裁委員の候補者となる委員会の委員その他の職員として、以下の者を指定する（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項に基づくあっせん委員及び仲裁委員の候補者となる委員会の委員その他の職員については、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第37条の2第3項及び第37条の3第3項に基づき平成27年9月1日に行った指定がなおその効力を有する。）。

また、電気事業法施行令第9条（ガス事業法施行令第6条の3及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、仲裁委員の名簿を資料6-2のとおり作成する。

(委員)

- ・稲垣 隆一
- ・林 泰弘
- ・圓尾 雅則
- ・箕輪 恵美子

(特別委員)

- ・小宮山 涼一
- ・田中 誠
- ・堤 あづさ
- ・村上 政博
- ・若林 亜理砂